

入間市重度心身障害者医療費助成の見直しについて

【令和6年度の重度心身障害者医療費助成の状況】

	受給者数	医療費
令和6年度	2,554人 (身体) 1,731人 (療育) 671人 (精神) 152人	270,199,845円 (市負担額) 139,390,829円 (県補助額) 130,809,016円

【見直し内容】

- 1 精神障害者保健福祉手帳2級所持者を新たに対象とする（令和8年4月から）
- 2 市単独で助成している入院時の食事療養費の見直し（令和8年10月から）

- 1 精神障害者保健福祉手帳2級所持者（以下「精神手帳2級所持者」）を新たに対象とする

①新たな助成対象

身体	1級	2級	3級
療育	マルA	A	B
精神	1級	2級 ※	

※精神手帳2級所持者の助成対象医療費は、自立支援医療（精神通院医療）に係る自己負担額のみ。

○令和6年度末の精神手帳2級所持者（1,166人）のうち、自立支援医療（精神通院医療）利用している者 983人が新たな助成対象となる。

②助成対象拡大に伴う増額分

○983人の自立支援医療（精神通院医療）に係る自己負担額を試算すると56,580,000円となり、この1/2の 28,290,000円が市の負担として増額となる。

○精神手帳2級所持者は今後も増加していく見込みであり、市の支出額は更に増加していく。

【参考】精神障害者保健福祉手帳所持者数

手帳等級	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
1級	111人	127人	135人	126人	147人
2級	854人	933人	1,007人	1,063人	1,166人
3級	496人	534人	572人	612人	669人
合計	1,461人	1,594人	1,714人	1,801人	1,982人

2 市単独で助成している入院時の食事療養費の見直し

①食事療養費助成の現行と見直し案

現行	20歳未満	20歳以上
食事療養費助成	全額助成	1/2助成



見直し案	18歳到達の年度末まで	18歳到達の年度末以降
食事療養費助成	全額助成	助成廃止

※子ども医療費においても入院時の食事療養費を助成しており、公平性の点から子ども医療費に合わせ、重度心身障害者医療費でも18歳到達の年度末まで助成を行う。

②見直しに関する考え

○県内全市町村で重度心身障害者医療費助成制度を開始した昭和50年度においては、県も食事療養費助成を補助対象としていた。

○福祉医療の見直しに伴い、県は平成14年1月から食事療養費助成を補助対象外とした。

○本市においては、県が補助対象外とした以降も市単独による助成を継続してきた。

○しかし、今回の精神手帳2級所持者の助成対象拡大による市の財政負担は大きく、本制度を含めた障害者支援に関する事業の安定的・継続的な運営を維持していくため、やむを得ず18歳到達の年度末以降の者に対する食事療養費助成は廃止したい。

○この見直しにより、令和6年度決算で12,342,160円減額となる。

◎令和6年度の実績・決算で見た場合、以下の通りとなる。

精神手帳2級所持者による 対象拡大	食事療養費の見直し	入間市重度心身障害者医療費 助成の見直し（全体）
28,290,000円【増額】	12,342,160円【減額】	15,947,840円【増額】

【参考】一食当たりの食事療養費

住民税 非課税世帯	低所得者Ⅰ	1 1 0円	
	低所得者Ⅱ	2 4 0円	入院（9 0日まで）
		1 9 0円	入院（9 0日超）
一般		5 1 0円	